資料４

協議（３）

公共交通利用促進のためのパートナーシップ・ガイドライン（案）について

＜協議事項＞
公共交通利用促進のためのパートナーシップ・ガイドラインについて、下記の素案を基に策定を検討する。

※坂東市地域公共交通網形成計画では、「地域内路線バスの改善」を公共交通施策の一つとしており、交通事業者・地域・市が協働してバスの利用を促進してバス路線を維持するパートナーシップ事業の実施を検討することとしています。
（別紙の「坂東市地域公共交通網形成計画抜粋」のとおり）

１．ガイドライン策定の目的

持続可能な地域公共交通を確保・維持するためには、市と公共交通事業者のより一層の連携に加え、公共交通の利用者や地域全体で公共交通を支える環境づくりを進める必要があると考えています。

本ガイドラインは、公共交通利用者である市民の方々や一定の公共交通利用者が想定される学校・企業・店舗等と、公共交通事業者、市が相互に連携するための指針として策定するものであり、今後の公共交通の利用促進に向けて、地域全体で具体的な取り組みを実施していくことを目的とします。

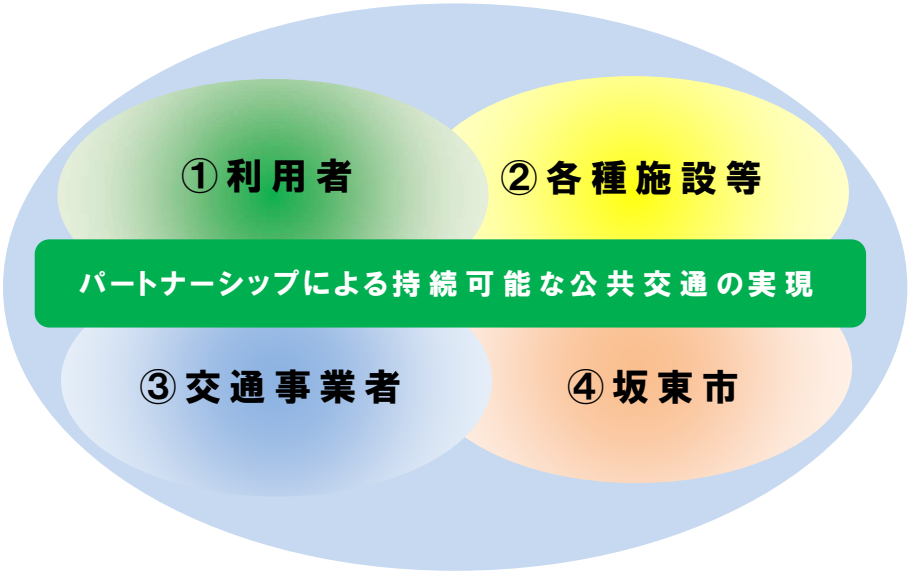

２．ガイドラインの概要

（１）対象者

本ガイドラインの対象者は、次のとおり、「①利用者」、「②各種施設等」、「③公共交通事業者」、「④行政」に区分します。

区　分	対象者
①利用者	市民団体、行政区等
②各種施設等	学校
	商店街、スーパー、コンビニ、飲食店　等
	商業施設、観光施設　等
	医療機関、福祉施設　等
	企業、工業団地　等
③公共交通事業者	路線バス事業者
	タクシー事業者
④行政	坂東市（地域公共交通会議）

（２）実施方法

・本ガイドラインの目的に賛同する対象者（①～③）は、「坂東市地域公共交通パートナーシップ登録書」（別紙参照）を坂東市（④）に提出していただきます。
（※登録書には、公共交通利用促進のための取組みとして、提出者が提案・実施できる内容を記載）

・登録書に記載いただいた取組内容について、提出者・坂東市・その他関係機関が連携・協力して実施していきます。

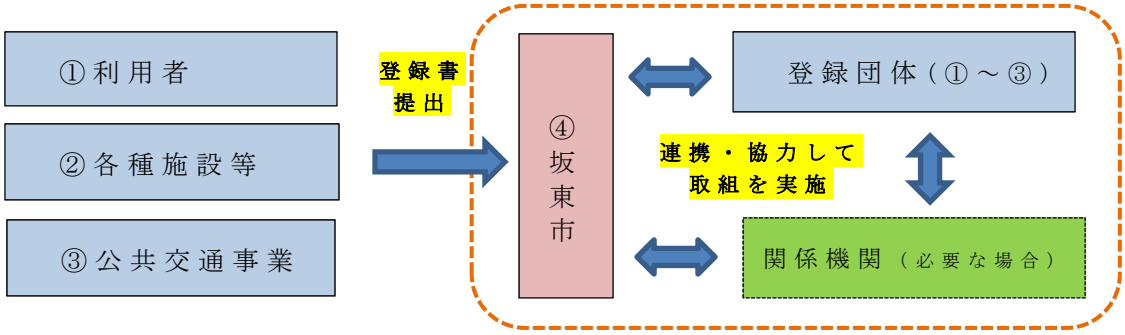

＜各対象者における取組内容の例＞

区分・対象者		取組内容（例）
①利用者	市民団体 行政区等	・積極的な公共交通の利用（利用者数等の目標値の設定、定期的な回数券の購入等） ・バス停等の維持管理の協力 ・コミュニティバス等の市民モニターとしての協力
②各種施設等	学　校	・公共交通を利用した通学の啓発活動 ・児童・生徒への公共交通の利用促進 ・校内行事・校外授業等における公共交通の利用 ・敷地内へのバス停の設置・バス待ち環境の提供
	商店街 スーパー コンビニ 飲食店等	・来店者への公共交通の利用促進（公共交通の情報提供、公共交通利用者への特別サービス等） ・公共交通の待合環境の提供（イートインスペースの提供等） ・公共交通機関における有料広告への協力
	商業施設 観光施設等	・来店者への公共交通の利用促進（公共交通の情報提供、公共交通を利用した来店者への割引等） ・公共交通の待合環境の提供 ・公共交通利用者への駐車場の提供 ・公共交通機関における有料広告への協力 ・敷地内へのバス停の設置
	医療機関 福祉施設等	・通院者への公共交通の利用促進（公共交通の情報提供等） ・公共交通の待合環境の提供 ・敷地内へのバス停の設置 ・公共交通機関における有料広告への協力
	企　業 工業団地等	・通勤者等への公共交通の利用促進（エコ通勤の推進、等） ・通勤者の移動手段情報等の提供

		・公共交通機関における有料広告への協力 ・敷地内へのバス停の設置
③公共交通事業者	路線バス事業者	・輸送サービスの提供 ・バスの乗り方教室、職業体験等の実施・協力 ・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃設定等 ・バスターミナル施設の維持管理の協力 ・市の実施する公共交通利用券助成事業等への協力
	タクシー事業者	・輸送サービスの提供 ・陣痛タクシー等としての運行 ・職業体験等の実施・協力 ・イベントや観光等における定額運賃の導入 ・市の実施する公共交通利用券助成事業等への協力
④行政	坂東市	・コミュニティバス坂東号、デマンドタクシーらくらく等の市に必要な輸送サービスの提供（業務委託等） ・「坂東市地域公共交通網形成計画」における公共交通施策の検討・実施 ・各主体の取組内容（パートナーシップ事業）に関する定期的な連絡調整

※各主体の取組に係る費用については、基本的に各自のご負担でお願いすることになります。

５．各主体へのメリット

各主体が公共交通の利用促進に取り組むことで、地域の暮らしと産業を支える移動手段の確保・維持を推進することができます。

利用者 にとっては？	・安全・快適な移動手段の確保 ・利便性の向上 ・地域コミュニティの活性化 ・地域貢献活動　等
各種施設等 にとっては？	・各種施設の利用促進 ・利用者や通勤・通院者等の利便性向上 ・地域貢献活動　等
交通事業者 にとっては？	・利用者増による収支改善 ・より地域に密着した地域貢献活動 ・運転者募集ＰＲの促進　等
市 にとっては？	・公共交通の維持 ・財政負担の軽減 ・様々な主体・交通事業者との相互理解・連携強化　等

＜参考＞ 公共交通の様々な分野への相乗効果

７．パートナーシップ協定（より実効性のある取組として）

各主体間どうしの関連が強く、取組の連携が相互にメリットがある場合、関係者間で協議のうえ、パートナーシップ協定の締結等を行うことも考えられます。

例えば、「学校＋路線バス事業者＋市」で協定を締結する等

②　地域内路線バスの改善

目　的	地域内路線バスとして巡回バスの岩井ルート・境ルートが運行し、猿島地域の重要な移動手段となっています。持続可能な運行となるよう、コミュニティバス坂東号の再編と合わせて、効率的でより利用しやすい交通機関を目指します。
内　容	目指すべき姿の「バス交通を軸とするまちづくり」で、地域内路線バスはコミュニティバスと組み合わせて市内の需要の多いエリアの移動を支える交通手段としました。 コミュニティバス坂東号の再編に合わせて、コミュニティバスと役割分担をしながら効率的に移動できるように、ルートや運行日、運行便数等について、利用状況を踏まえ定期的に改善します。 また、コミュニティバス坂東号と巡回バスの岩井ルート・境ルートは、バス事業者・地域・市が協働して、バスの利用を促進してバス路線を維持するパートナーシップ事業の実施を検討します。
実施主体	バス事業者、坂東市
スケジュール	令和2年度から検討開始→順次実施

○㈱昭和観光自動車　巡回バス

▲岩井ルート運行車両

▲境ルート運行車両

＜パートナーシップ事業の案＞

市はパートナーシップ事業のガイドラインを作成し、地域、企業、商店街・商業施設、学校、医療機関、その他の施設を対象にPRを実施していく。

1. 地域とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象エリア	バス路線沿線
協定内容	各年次の乗車人数の目標値を設定し、その達成状況を検証し、事業を推進する。
地域の役割	導入、維持を行う公共交通について、利用促進活動を実施し、目標値の達成を目指す。
バス事業者の役割	当該公共交通を運行するとともに、地域とともに利用促進活動を実施する。
市の支援内容	1）運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、地域と市担当者、交通事業者が協議し計画を策定する。 2）利用促進活動に関わる金銭的支援 実証運行、本格運行に関わる利用促進活動費用については、一定額まで市が負担する。 3）利用促進活動に関わる人的支援 実証運行に関わる利用促進活動は、市も加わり実施する。 本格運行に関わる利用促進活動は、地域と交通事業者が主体的に実施することとし、市やアドバイザーは助言を行う。 4）その他 定期的な検証・見直しについては、地域と交通事業者、市が協働で実施する。 市は、定期的にパートナーシップ事業の実施地区の連絡会議を開催する。

2. 企業とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象施設	一定のバス利用が想定される規模の企業（工業団地）
企業の役割	必要に応じた敷地内へのバス停の設置 通勤者等への利用促進（エコ通勤の推進等）
交通事業者の役割	通勤時間帯等に合わせた時刻表の設定
市の支援内容	運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、企業と交通事業者、市担当者が協議し計画を策定する。
検　証	企業、バス事業者、市が集まり、年1回程度、事業実施の効果を検証し、改善案を検討する。

3. 商店街とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象施設	一定のバス利用が想定される商店街
商店街の役割	必要に応じた敷地内へのバス停の設置 来訪者への利用促進（バスの情報提供、バスを利用した来訪者への割引等）
交通事業者の役割	商店街のニーズに合わせた時刻表の設定
市の支援内容	運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、商店街と交通事業者、市担当者が協議し計画を策定する。
検　証	商店街、バス事業者、市が集まり、年1回程度、事業実施の効果を検証し、改善案を検討する。

4. 商業施設とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象施設	一定のバス利用が想定される商業施設
商業施設の役割	必要に応じた敷地内へのバス停の設置 来訪者への利用促進（バスの情報提供、バスを利用した来訪者への割引等）
交通事業者の役割	商業施設のニーズに合わせた時刻表の設定
市の支援内容	運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、商業施設と交通事業者、市担当者が協議し計画を策定する。
検　証	商業施設、バス事業者、市が集まり、年1回程度、事業実施の効果を検証し、改善案を検討する。

5. 学校とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象施設	一定のバス利用が想定される学校
学校の役割	必要に応じた敷地内へのバス停の設置 児童・生徒への利用促進（PTAとの勉強会、入学時のPR等）
交通事業者の役割	児童・生徒のニーズに合わせた時刻表の設定 （登下校時刻、長期休業時、夏期・冬期の部活動の終了時刻、試験期間等を踏まえたきめ細かい時刻表の設定） 通学定期の実施
市の支援内容	運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、学校と交通事業者、市担当者が協議し計画を策定する。
検　証	学校、バス事業者、市が集まり、年1回程度、事業実施の効果を検証し、改善案を検討する。

6. 医療機関とのパートナーシップ事業

項　目	内　容
対象施設	一定のバス利用が想定される医療機関
医療機関の役割	必要に応じた敷地内へのバス停の設置 通院者への利用促進（バスの情報提供等）
交通事業者の役割	医療機関のニーズに合わせた時刻表の設定
市の支援内容	運行計画に関する支援 実証運行計画、本格運行計画は、医療機関と交通事業者、市担当者が協議し計画を策定する。
検　証	医療機関、バス事業者、市が集まり、年1回程度、事業実施の効果を検証し、改善案を検討する。